

事務事業分析シート

No1

事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鈴木 康雄	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	国民健康保険運営協議会費 (48-32-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠 法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営をめざす。						
対象者 等	本会の委員の定数は、国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条により、「次の委員をもって構成する。」と規定されている。委員の任期は2年（同法施行令第4条）。会長は公益代表委員のうちから全員で選挙（同法施行令第5条）。 被保険者代表委員 6人 保険医等代表委員 6人 公益代表委員 6人 被用者保険等保険者代表委員 3人 計21人						
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。 (1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施 方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 1 会長が各代表委員を招集 2 会議は、委員定数の1/2以上が出席し、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ開催できない。 3 議事は、出席者の過半数で決する。						

	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算・決算の内訳	予算額	443	290	291	233	291	291	291
	①決算額(18年度は見込み)	124	228	249	111	132	139	291
	②人件費						2,155	
	【事務分担量(%)】						25%	
	合計(①+②)	124	228	249	111	132	2,294	291
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	124	228	249	111	132	2,294	291
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	開催回数	1回	2回	2回	1回	1回	1回	
	出席委員数	17人	33人	36人	16人	19人	19人	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	委員報酬	131	委員報酬	138	委員報酬	290
	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1	公務員災害補償基金掛金	1

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
	①	諮問事項承認率	100%	100%	—	100%	諮問事項承認数／諮問事項数
	②	委員出席率	95%	95%	—	100%	出席委員数／委員定数
	③						

問題点・課題	・本運営協議会の運営に当たっては、各界・各層からの幅広い声を聴き、本会の設置趣旨に沿った十分な審議が可能とされる会運営に努める必要がある。 ・現在、医療制度改革の一環として検討が進む平成20年度に向けた「健診・保健指導のあり方」など、区民の医療、健康に係る重要な事項が多く、本会の意見を積極的に聴く必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	現委員の任期(平成17年12月1日～平成19年11月30日)満了後、被保険者代表委員の選出方法について検討する。	各界・各層からの幅広い声を聴くことができる。
②	医療制度改革により実現される「医療費適正化の総合的な推進」など国民健康保険事業に係る諸問題についても諮問する。	本会に対する諮問は、区の実行方針の決定の参考に資することができる。また、その結果を区民・議会に対する説明の一つとすることもできる。
③	諮問事項に対する理解を得るため、説明責任を十分に果たす必要がある。	法定されている運営協議会であるが、その効率的かつ効果的開催に向け、開催方法、諮問内容等を幅広い視点から見直していくべきである。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	ニーズの高い重要事業であるが、今後の法制度改正について注視していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	趣旨普及費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	本木 理恵子	内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード		趣旨普及費 (48-36-50-01)			
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に、また、国民健康保険財政の現状等を区民全般に周知することにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。				
対象者等	区民全般				
内容	1. 国保だよりの発行(平成18年度予定) (1) B5版国保だより 配布予定枚数 54,000部 配布方法 納入通知書に同封及び各区民事務所窓口での配付 (2) タブロイド版国保だより 配布予定枚数 71,000部 配布方法 新聞折込 2. あらかわ区報による周知(随時) 3. パンフレット等の配布 (1) 国保制度PR用小冊子 (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4. ポスター等の掲示 5. CATVの放送(平成14年9月に実施、今後必要に応じて実施予定)				
経過	1. 昭和34年国民健康保険発足とともに実施、国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを周知。 2. その後、さまざまな方法により、国民健康保険の趣旨を普及。 3. 平成9年度より、国保だよりの発行回数の減(年4回→年3回)。 4. 平成16年度より、国民健康保険料賦課1回化に伴い、国保だよりの発行回数の減(年3回→年2回)。				
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。				
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) タブロイド版国保だよりの配付については一部委託				

予算・決算の内訳	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	448	881	1,900	849	4,723	654	1,402
	①決算額(18年度は見込み)	339	794	1,820	810	3,832	180	1,402
	②人件費						3,879	
	【事務分担当量(%)】						45%	
	合計(①+②)	339	794	1,820	810	3,832	4,059	1,402
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	339	794	1,820	810	3,832	4,490	1,402	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	国保だより							
	発行部数	100,000部	172,000部	177,000人	178,000	53,000部	53,000部	
	発行回数	2回	3回	3回	3回	1回	1回	
				(臨時発行分1回含む)				

事務事業分析シート

No2

予算・決算 主要項目	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用費	印刷製本(国保だより)		858	印刷製本(国保だより)	180	印刷製本(国保だより)	1,103
	消耗品購入(PR用小冊子)					消耗品購入(PR用小冊子)	
	役務費	郵送料(国保だより)	2,974	郵送料(国保だより)	0	郵送料(国保だより)	39
	委託料			国保だより配布委託	0	国保だより配布委託	260

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	国民健康保険制度の周知度(%)		—	—	—	100%	周知度(100%)－(相談総件数/被保険者数)
②	区民の閲覧度(%)		—	—	—	100%	区民アンケートによる
③	制度に対する苦情件数(件)		29件	24件	—	0件	.

問題点・課題	- 各係に対し区民から寄せられる意見や苦情が課として把握できていないため、区からの一方通行的な情報発信となっている側面がある - 被保険者の納付意識や届出意識などの向上が期待されるような趣旨普及を行う
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	各係から選出された職員をもって構成する「国保だより編集会議」を設置し、被保険者が知りたい情報を的確に把握し、被保険者の目線も視野に入れた紙面づくりを行う。	被保険者の求める情報を的確に提供できる。
②	引き続き「国保だより」や「区報」などを通じて、国保制度のしくみや国保財政の厳しい現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。その際、被保険者の興味を引くよう工夫をこらす。	被保険者の納付意識や届出意識などが向上する。
③	効率的、効果的な趣旨普及活動を行うため、「国保だより」の発行回数、発行部数、発行対象及び配付方法等について検討する。	費用対効果を検証する機会が得られ、コスト意識に基づく事務執行が図れる。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	広報活動は重要であり、今後、広報内容の充実を図る一方で、より一層効率的な手法等について検討すべきである。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支出事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	大坂 良子	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	国民健康保険団体連合会負担金 (48-40-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都の保険者(区市町村・国民健康保険組合)が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会(公法人)の運営経費を支出するものである。						
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区(23区)、市町村(39市町村)、国民健康保険組合(22組合)の84保険者によって構成されている。						
内容	1. 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。 2. 負担金には、被保険者割と事務費割額とがある。 (1) 被保険者割額 単価(連合会総会で議決した被保険者1人当りの額)×当該年度各月末現在被保険者数年平均 (2) 事務費割額 事務費割の基本数値×率(連合会総会で議決した率) 【連合会の歳入状況】 国民健康保険団体連合会は、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。平成18年度一般会計の歳入総額429,893千円に対する84被保険者負担金309,968千円の収入率は72.11%と高い。						
経過	1. 昭和34年4月 東京都国民健康保険団体連合会負担金規定制定 2. 昭和38年4月 規定の一部改正 3. 昭和47年4月 規定の一部改正 4. 平成 6年4月 規定の一部改正						
必要性	各保険者が共有する事務処理を委託して行うことにより、事務処理を円滑にする。						
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	5,043	4,683	4,857	4,962	5,009	5,106	5,106
	①決算額(18年度は見込み)	4,952	4,683	4,795	4,876	4,929	4,942	5,106
	②人件費						1,724	
	【事務分担量(%)】						20%	
	合計(①+②)	4,952	4,683	4,795	4,876	4,929	6,666	5,106
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	4,952	4,683	4,795	4,876	4,929	6,666	5,106
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	被保険者割単価	43.10	39.41	39.41	39.41	39.41	39.41	
	被保険者割人数	81,237人	82,413人	84,508人	85,989人	86,397人	86,003人	
	事務費割単価(1/1,000)	13.18	12.13	12.02	12.01	12.01	12.01	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	被保険者割事務費割	4,929	被保険者割事務費割	4,942	被保険者割事務費割	5,106

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額	57.04円	57.45円	57.75円	—	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
	【23区の被保険者1人あたりの負担額】	【56.77円】	【57.22円】	【57.54円】	—	23区の負担金総額÷23区の被保険者数
	③					

問題点・課題	被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。 この負担金は連合会の請求に基づき4期に分けて支払をしているが、1期あたり支払う負担金が区市町村で高いところは約440万円、低いところは約2万8千円を負担している。 国民健康保険組合で、高いところは約260万円、低いところは約2万3千円を負担している。 このように、保険者ごとの負担金の格差が著しい。 【荒川区の1期分請求額 1,232,657円】
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定事業内容であり、現状のまま継続していく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	市川 浩巳	内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	老人保健医療費拠出金 (49-05-50-01) 共同事業拠出金 (49-30-50-01) 老人保健事務費拠出金 (49-10-50-01) 一般被保険者国民健康保険料還付金 (49-55-50-01) 介護納付金 (49-15-50-01) 退職被保険者国民健康保険料還付金 (49-60-50-01) 高額医療費共同事業医療費拠出金 (49-20-50-01) 返納金及び還付金 (49-65-50-01) 高額医療費共同事業事務費拠出金 (49-25-50-01) 一般会計繰出金 (49-80-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ● 平成 34・58・59・12 年度		根拠法令等	国民健康保険法・老人保健法・国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱・東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務					
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都					
内容	1. 老人保健医療費拠出金 (1) 老人保健医療に要する費用の7/10を拠出金として負担する。 (2) この医療費拠出金は、各保険者の実際の老人加入率にかかわらず、全国同じ割合の老人が加入していると想定し、拠出金額を算定する。当区国民健康保険加入率は全国平均の約2倍程度であるため、実際の医療費よりも拠出金の方が負担軽減となっている。 (3) 算出方法 当該年度概算医療費拠出金－(前々年度拠出金精算額＋調整額) * なお、従来、老人保健施設施設養費の50/100を拠出していたが、介護保険制度への移行に伴い、平成12年度をもってこの拠出金は廃止となった。 2. 老人保健事務費拠出金 算出方法 業務事務費(加入実績に基づく単価×被保険者数)＋審査支払事務費(実績に基づく単価×審査支払件数) 3. 介護納付金 (1)算定方法 当該年度概算納付金－(前々年度納付金精算額＋調整額) ○ 当該年度概算納付金 国が算定した全国一律の1人当たり負担見込額×各医療保険者の2号被保険者見込数 ○ 前々年度納付金精算額・調整額 当該年度概算納付金－確定納付金 ↓ ※ 国が算定した全国一律の1人当たり負担額×各医療保険者の2号被保険者数(確定値) (2)介護納付金賦課額保険料 上記の介護納付金の50%を保険料として賦課(賦課率50%)し、所得割額と均等割額の賦課割合をそれぞれ50:50として算定。 (1) 所得割額 住民税額×46/100 (2) 均等割額 被保険者1人当たり12,000円 ※(数値は平成18年度予定) 4. 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)参加区市町村の拠出金、国庫負担及び都道府県の負担金を財源として、一件当たり80万円を超える医療費の一定部分(80万円を超える部分の50%)が連合会から交付される。 (2)450万円以上の著しく高額な医療費に対する保険者の支払リスクをさらに緩和するため、国保中央会による超高額医療費共同事業が実施されており、この事業には国庫補助金が交付される。 5. 共同事業拠出金 (1) 年金受給者一覧表作成、送付に要する経費を支出。 (2) 算出方法 年金受給者一覧表の掲載人員1人当たり単価×年金受給者一覧掲載人員件数 6. 保険料過誤納還付金 保険料の過誤納が発生し、当該過誤納金の収入がその年度の出納整理期間を過ぎた場合、歳出により還付するもの。なお、還付は一般被保険者と一般被保険者と退職被保険者等とに分けて行う。 7. 国・都支出金返還金 療養給付費等負担金・補助金の清算の結果、国・都への返還金が生じた場合に支出するもの。 8. 一般会計繰出金 本来、国民健康保険事業特別会計で負担すべき経費を、一般会計で負担している場合、一般会計へ繰出すもの。庁内電算利用負担金等である。 なお、平成11年度においては介護第2号被保険者保険料の賦課収納事務のため、システム変更に要した経費を繰出している。					

事務事業分析シート

経過	1. 老人保健医療費拠出金 (1)昭和58年 2月 老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始 (2)昭和61年12月 医療費拠出金に係る加入者按分と医療費按分との割合につき、加入者按分の段階的引き上げ開始 (3)平成 2年 4月 医療費拠出金の加入者按分への100%移行達成 (4)平成 3年10月 介護的部分の公費割合を3割から5割へ引き上げ (5)平成 6年10月 老人保健法改正により事業費拠出金創設 (6)平成11年 3月 介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金(老人保健施設整備事業に要する費用)廃止 (7)平成14年10月 老人保健法改正により、拠出金負担割合を現行の70%から50%に段階的に引き下げる等の改正が行われた。 2. 介護納付金 (1)平成 9年12月 介護保険法公布 (2)平成11年11月 介護納付金賦課額保険料について、23区国保保険料全体として一定の均衡を図る観点から、区長会において次の4点で23区が統一した対応をとることが決定した。①保険料総額は、介護納付金の50%とする。②所得割額と均等割額の賦課割合を50:50とする。③低所得者に対する減免措置を国基準である6割・4割軽減にそれぞれ1割上乘せし、7割・5割とする。④予定収納率による割戻しは行わない。 (3)平成12年 4月 介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 3. 高額医療費共同事業医療費拠出金 (1)昭和58年 4月 厚生省が「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」を定め、都道府県、各国保連合会及び市町村保険者に本事業の推進を働きかける。 (2)昭和63年 4月 都下の前市町村が参加(23区は特別区国民健康保険調整条例に基づき、所要財源総体について財源調整が行われていたため、参加は不要とされた。) (3)平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例が廃止されたことに伴い23区も参加。 (4)平成14年10月 国保法により、高額医療費共同事業が充実され、新たに国庫負担が導入された。 (5)平成15年 4月 交付基準を80万円⇒70万円に引き下げ市町村拠出金に国・都の負担が導入された。 (6)平成18年 4月 交付基準を70万円⇒80万円に引き上げ市町村拠出金に国・都の負担が継続。 4. 共同事業拠出金 (1)昭和59年 4月 共同事業拠出金開始 (2)昭和59年 8月 共同処理手数料事業開始 (3)昭和59年10月 退職医療制度発足 (4)平成12年 4月 共同処理手数料事業廃止
	必要性

実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1. 老人保健医療費拠出金 (1)社会保険診療報酬支払基金が上記の方法により、当該年度の拠出金を算出し、12期分に分割して4月に納付書を送付。 (2)この納付書に基づき、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払(5日が休日の場合には、次の平日が納付期限となる。) 2. 介護納付金 (1)介護納付金支出事務 当該年度の介護納付金総額を12期に分け、毎月5日までに社会保険診療報酬支払基金に支払う。 (2)介護納付金賦課額保険料 事務事業概要「収納管理費」及び「収納率向上対策事業」参照 3. 高額医療費共同事業医療費拠出金 各区の高額医療費の実績に基づき、23区の拠出金を按分し東京都国民健康保険団体連合会に支出。 4. 共同事業拠出金 東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき(年度内1回1月～2月)支出。

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	5,540,969	6,222,297	7,426,633	7,702,310	6,987,511	6,795,721	6,405,803
	①決算額(18年度は見込み)	5,476,187	6,201,464	7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,713,079	6,405,803
	②人件費						1,724	
	【事務分担量(%)】						20%	
	合計(①+②)	5,476,187	6,201,464	7,392,359	7,683,166	6,958,938	6,714,803	6,405,803
	国(特定財源)	2,272,699	2,311,542	3,105,364	2,668,986	2,870,737	2,889,660	2,294,591
	都(特定財源)	0	0	0	0	122,780	131,029	509,751
	その他(特定財源)	3,347,683	4,017,421	4,454,305	5,052,853	3,965,421	3,694,114	3,601,461
一般財源	△ 144,195	△ 127,499	△ 167,310	△ 38,673	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	老人保健医療費拠出金	4,339,576	5,001,323	6,233,688	6,057,566	5,146,899	4,647,642	
	老人保健事務費拠出金	62,226	70,266	72,088	69,399	64,329	62,892	
	介護納付金被保険者数	28,311人	28,041人	28,174人	28,248人	27,679人	28,297人	
	介護納付金1人当たり負担額	24,900円	31,764円	31,764円	38,356円	41,665円	45,054円	
	高額医療費共同事業医療費件数	969件	931件	951件	1,413件	1,532件	1,731件	

事務事業分析シート

No2

	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予算・決算の内訳	負担金補助及び交付金	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	5,146,900 64,328	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	4,647,642 62,892	老人保健医療費拠出金 老人保健事務費拠出金	4,437,796 61,379
	負担金補助及び交付金	介護納付金	1,187,573	介護納付金	1,342,247	介護納付金	1,351,158
	負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	491,124 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	524,119 0	高額医療費共同事業拠出金 " 事務費拠出金	484,200 594
	負担金補助及び交付金	共同事業拠出金	5	共同事業拠出金	3	共同事業拠出金	6
	償還金利子及び割引料	保険料過誤納還付金等 都支出金返還金	21,614	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	88,701	保険料過誤納還付金等 国庫支出金・都支出金返還金	26,003
	繰出金	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	47,394	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	47,475	一般会計繰出金(庁内電算 利用負担金)	44,667

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	老人保健医療費拠出金		27.66%	25.90%	27.67%	—	老人医療費に対する割合
②	1人当たり負担額		41,665円	45,054円	47,700円	—	介護納付金
③							

問題点・課題	老人医療費の増高に伴い、各保険者の拠出負担が高まっており、一部の被用者保険者においては拠出金の支払を延期するなど問題が生じ、拠出金制度そのもののあり方が問われている。また、平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施される。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。 (当区の老人医療費) 平成14年度 19,186,333千円 平成15年度 18,778,329千円 平成16年度 18,608,707千円 平成17年度 17,944,537千円 平成18年度 16,037,619千円					
	他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)				

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成20年4月から老人保健事業に代わり「後期高齢者医療制度」が実施される。新制度の財源負担割合は約5割を公費負担、約4割を国保・被用者保険者負担、約1割を後期高齢者の保険料としているも、超高齢化社会の進展や高齢者医療費の増大なども予測され、財政運営の見通しは極めて不透明である。	
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定事業内容であり、現状のまま継続していくが、後期高齢者医療制度の動向を注視していく必要がある。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	本木 理恵子	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	保養施設事業費【保養施設】（49-45-25-01） 保養施設事業費【海の家】（49-45-50-01） 保養施設事業費【健康づくり支援事業】（49-52-50-01）						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ☐ 平成 59 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ● 無 年度		法令等	東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	保健事業については、国民健康保険法第82条で「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	1. 保養施設の開設 被保険者が一般より安価で施設を利用できるよう、希望する関東近県の宿泊施設（18年度：23施設）と指定契約を結んでいる。 2. 海の家 の 開設 一般的に宿泊代金が高くなる宿泊施設の繁忙期においても、被保険者が安価で、かつ確実に施設を利用できるよう、夏の一定期間、宿泊施設を借上げている。 3. 健康づくり支援事業 平成17年度は【笑いと健康「笑って健康、ためして健康！」】をテーマに、講演会などを行った。						
経過	1. 昭和35年 4月 保険事業開始 2. 平成 元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始 3. 平成 8年 7月 山の家、海の家（日帰り施設）開始 4. 平成15年 4月 海の家（日帰り施設）事業廃止 5. 平成17年 4月 無料健康相談・山の家事業廃止 6. 平成18年 3月 健康づくり支援事業【笑いと健康「笑って健康、ためして健康！」】の実施						
必要性	医療費の増加に伴い、当区国保財政はひっ迫しており、医療費抑制策のひとつとして被保険者の健康保持増進に効果的な保健事業を実施する必要性は高い。また、国保中央会では、保健事業費として保険料の1%以上を確保することを努力目標とした「新・国保3%推進運動」を全国的規模で実施している。						
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)						
	1. 保養施設の開設 年度当初に希望する関東近県の宿泊施設と指定契約を結ぶ。利用の受付は宿泊施設が行う。 2. 海の家 の 開設 夏の一定期間、宿泊施設を借上げる。利用の受付は国保年金課が行う。						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	7,855	7,141	7,121	5,992	5,887	4,690	4,690
	①決算額(18年度は見込み)	7,311	6,823	6,758	5,647	5,670	3,087	4,690
	②人件費						1,724	
	【事務分担当量(%)】						20%	
	合計(①+②)	7,311	6,823	6,758	5,647	5,670	4,811	4,690
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	7,311	6,823	6,758	5,647	5,670	8,258	4,690
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	医科無料相談	1,424人	1,233人	1,559人	1,375人	1,369人	――	
	歯科無料相談	1,226人	1,274人	1,541人	1,444人	908人	――	
	薬と健康週間	3,219人	3,745人	3,094人	2,185人	1,663人	――	
	保養施設利用	205人	289人	269人	155人	181人	117人	
	海の家利用	790人	964人	775人	614人	602人	543人	
	山の家利用	401人	304人	329人	338人	215人	――	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	保養施設調査旅費	44	保養施設調査旅費	37	保養施設調査旅費	40
	一般需用費	保養施設及び海の家利用券印刷	11	夏季施設ポスター等印刷	7	夏季施設ポスター等印刷	10
	委託料	無料健康相談医療機関委託	3,068	保健事業	1,403	保健事業	3,000
	使用料及び賃借料	夏季保養施設借上料	2,547	夏季保養施設借上料	1,640	夏季保養施設借上料	1,640

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	保健対策事業費(%)		0.1%	0.1%	—	1%	保健事業費/保険料収入 *達成目標は1%
	②海の家被保険者利用率(%)		0.1%	0.1%	—	—	海の家利用人数/被保険者数
	③海の家定員利用率(%)		55.3%	49.9%	—	100%	海の家利用人数/定員数

問題点・課題	・インターネットの普及や民間事業者による低価格な保養施設の供給の増加など、事業を取り巻く環境の変化により、保養施設、海の家の利用率は年々低下している ・どのような保健事業が健康の保持増進に効果があるのか、把握できていない ・中高年を中心に進行する生活習慣病の予防策として、喫緊な取組が必要である。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	保養施設、海の家については、被保険者のニーズに応えた事業内容となっているか、見直しを行う。	被保険者のニーズに応えた保健事業が実施できる。
②	専門性、技術性をもつ保健師を中心に、どのような保健事業が効果的であるのかを分析し、その効果を検証する。	医療費抑制に有効な保健事業が実施できる。
③	運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を図るため、保健師による「保健相談事業」を検討する。	中高年を中心に進行する糖尿病、高血圧症、高脂血症などによる「心疾患」、「脳血管疾患」の予防策になるとともに、医療費抑制策としても有効な取組となる。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	平成20年度以降、各保険者に健診が義務付けられることもあり、至急そのあり方を検討していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	鈴木 康雄	内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	賦課事務費 (48-12-50-01)				
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	計画	☐ 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	1. 被保険者の資格取得・喪失、保険料賦課及び被保険者証の交付に関する事務。 2. 平成12年4月1日より施行された介護保険制度に伴い、国民健康保険料は基礎賦課額保険料(従来の医療分保険料)と介護納付金賦課額保険料(40歳以上65歳未満の介護第2号保険料)の合算額となった。 ※ なお、介護納付金賦課額保険料については、事務事業概要「介護納付金」で説明することとし、以下事務事業概要で特に記載がない場合は、基礎賦課額保険料とする。				
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1) 被用者保険等他保険加入者 (2) 生活保護受給者 (3) その他特別の事由がある者で、厚生労働省令及び条例で定める者				
内容	1. 被保険者の資格取得・喪失 (1) 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の事実の発生により生じる。 (2) 世帯主には届出義務あり、(1) の事実の発生から14日以内である。 2. 保険料の賦課 保険料は住民税額に応じた所得割額、1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3. 被保険者証の交付 保険証は被保険者であることを示す証明書であるとともに、療養の給付を受けるときに医療機関に提出しなければ受診券でもある。一世帯に一枚の被保険者証から一人一枚のカード型の被保険者証になった。 (1) 修学中のため他の市町村に居住し、区外に住民登録をしている者の保険証 ☐ 表示 (2) 退職被保険者等 ☒ 退で表示 4. 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会				
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 昭和38年12月 保険料減額賦課実施 昭和40年1月家族7割給付実施 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和49年10月 所得割特別減免制度実施 昭和51年10月 均等割特別減免制度実施 昭和57年 4月 当該年度住民税額賦課方式の採用 昭和59年10月 退職医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更(一人一枚) 平成16年 4月 保険料賦課方法の変更(4・7月⇒6月)				
必要性	国民皆保険制度に基づき、国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料の賦課が必要となる。				
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 1. 保険料の賦課方法(金額及び割合は18年度予定) (1) 6月賦課(住民税額を基に算定) (2) 納期限 6月から翌年3月までの10回とし、各月の末日を納期限 (3) 所得割額 住民税額×182/100 (4) 均等割額 被保険者一人当たり33,300円 (5) 最高限度額 一世帯当り530,000円 (6) 均等割減額賦課(所得に応じ、7割・5割・2割の減額賦課実施)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		24,058	18,883	50,562	20,116	17,906	26,650	19,595
①決算額(18年度は見込み)		21,464	17,053	22,225	14,866	11,949	18,905	19,595
②人件費							92,396	
【事務分担量(%)】							1072%	
合計(①+②)		21,464	17,053	22,225	14,866	11,949	111,301	19,595
国(特定財源)		34	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		21,430	17,053	22,225	14,866	11,949	111,301	19,595
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	世帯数	44,919世帯	46,178世帯	47,655世帯	49,041世帯	49,696世帯	49,995世帯	50,321世帯
	被保険者数	81,237人	82,507人	84,420人	85,911人	86,399人	86,049人	86,110人
	資格取得者数	11,137人	10,812人	11,262人	11,010人	10,920人	10,643人	
	資格喪失者数	9,544人	8,937人	9,631人	9,757人	10,946人	11,441人	
	高齢受給者証交付数			745人	2,380人	4,105人	6,575人	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	印刷製本(納入通知書等)	3,346	印刷製本(納入通知書等)	3,057	印刷製本(納入通知書等)	7,648
	役務費	郵送料等(納入通知書)	8,131	郵送料等(納入通知書)	10,438	郵送料等(納入通知書)	11,542
	委託料	被保険者カード作成委託	472	被保険者カード作成委託	5,410	被保険者カード作成委託	405

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	被保険者証再交付数	2,398	3,732	3,777	—	一般・退職被保険者証再交付数
②	保険料納入通知書発付数	71,060	68,051	52,322	—	保険料納入通知書(18年度4～6月)
③	保険料軽減世帯数	17,522	17,460	21,500	—	7割・5割軽減世帯(18年度～2割軽減)

問題点・課題	○窓口・電話等の対応改善について 現在、資格の取得・喪失その他の事務手続きについては、窓口・電話等で対応しているが、新規転入・社保離脱等による来庁者の増加や制度改正等の問合せに十分な対応が出来ない状況にある。これは、職員の事務処理体制や制度改正等への認識不足が一因となっていることから、改善を図る必要がある。 ○被保険者証の再交付について 盗難または事故等以外での被保険者証の再交付件数が増えている。再交付申請があれば法的には再交付せざるを得ないのが現状である。しかしながら、申請内容を考えると被保険者の保険証に対する認識が不足している面も多く見受けられ、保管場所に見当たらない等の理由で安易に再交付申請を行う状況にある。保険証の重要性を再認識させ、安易な再交付を行わないことにより事務的コストの削減を図る必要がある。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	事務打合せ等を通じ、知識の修得及び職員間の意識共有を図る。	より正確な知識・情報を修得し、情報共有を図ることにより、より適切な事務処理が可能となる。
②	被保険者に対し、窓口受付・電話照会時にPRするとともに、区報等に記事を掲載する。	被保険者に対し重要性の認識を深める、事務的経費等の削減
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議会(要旨)質問状況	平成13年3月一定一般質問「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	賦課事務費(介護保険)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光				
		担当者名	鈴木 康雄	内線	2371				
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	賦課事務費(51-15-50-01)								
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業								
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度		根拠	介護保険法					
終期設定	☐ 有 ☐ 無 年度		法令等	荒川区介護保険条例					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画					
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て							
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現							
	施策	国民健康保険・国民年金の運営							
目的	介護保険第1号被保険者に係る資格管理及び第1号被保険者介護保険料の賦課に要する経費を支出する。								
対象者 等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 40,097人(18年1月末現在) うち外国人被保険者 834人 住所地特例該当者 170人								
内容	1. 被保険者の資格管理に関すること (1) 被保険者証を交付すること (2) 被保険者台帳を管理すること (3) 住所地特例該当者の台帳を管理すること (4) 適用除外該当者の台帳を管理すること 2. 被保険者の介護保険料の賦課に関すること (1) 保険料納入通知書を送付すること (2) 保険料賦課の算定基礎となる所得状況等を調査すること (3) 年金保険者に特別徴収を依頼すること 30,278人(平成18年1月末現在 被保険者全体に対する割合:75.5%) (4) 低所得者を対象とした介護保険料(第1号被保険者)の減額に関する事務								
経過	1. 平成 9年12月 介護保険法公布 2. 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3. 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始)								
必要性	介護保険制度の発足により、介護認定者への給付等に伴う財源確保の為、保険料の賦課が必要となる。								
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)								
	1. 年額保険料<18年度～20年度> []内は15年度～17年度、()内は12年度～14年度 ・第1段階 26,570円 世帯区民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 [19,466円] (17,777円) ・第2段階 26,570円 本人及び世帯全員が区民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額≤年額八十万円を満たす者 ・第3段階 39,855円 本人及び世帯全員が区民税非課税で第2段階以外の者 [29,199円] (26,666円) ・第4段階 53,140円 本人が区民税非課税。同一世帯に区民税課税者がいる場合 [38,932円] (35,555円) ・第5段階 66,425円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円未満 [48,665円] (44,443円) ・第6段階 79,710円 本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満 [58,398円] (53,332円) ・第7段階 92,995円 本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満 ・第8段階 106,280円 本人が区民税課税で合計所得金額が1,000万円以上 2. 保険料賦課 【仮算定】 4月1日現在の世帯状況及び生活保護受給状況、前年度の住民税の課税状況等を基礎に保険料を算定。 4月中旬に納入通知書を発送。 【本算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け保険料を本算定。7月中旬に納入通知書を発送。 【随時賦課】 資格の得喪(65歳年齢到達・転入・転出・死亡等)、所得の修正等による保険料段階変更、徴収方法の変更等 による随時賦課。毎月、中旬に納入通知書発送。 3. 被保険者証の交付 【65歳到達者】 誕生月の前月に送付 【転入者】 転入届の際に交付(未交付者には後日送付) 4. 特別徴収に係る事務 (1) 社会保険庁への被保険者資格喪失情報の提供(毎月) (2) 社会保険庁から年金受給情報の提供による普通徴収への変更(隔月) (3) 社会保険庁への特別徴収対象者情報の提供(年1回 7月下旬) (4) 年金保険者から徴収保険料の受入 (5月・7月・9月・11月・1月・3月) 5. 納入通知書封入封緘業務委託(普徴・口座・特徴):委託先㈱イムラ封筒								

事務事業分析シート

(単位:千円)

		(単位:千円)							
予算・決算額等の推移		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
	予算額	7,313	10,417	11,287	11,141	10,665	19,003	13,171	
	①決算額(18年度は見込み)	6,224	10,213	9,468	8,228	7,766	12,610	13,171	
	②人件費						16,376		
	【事務分担量(%)】						190%		
	合計(①+②)	6,224	10,213	9,468	8,228	7,766	28,986	13,171	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0		
一般財源	6,224	10,213	9,468	8,228	7,766	28,986	13,171		
実績の推移	事項名		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	被保険者数／年度末		35,682人	36,771人	37,717人	38,554人	39,324人	40,282人	
	増加率			3.1%	2.6%	2.2%	2.0%	2.4%	
	増減事由	転入	517人	517人	523人	564人	483人	531人	
		65歳到達	2,751人	2,527人	2,452人	2,224人	2,376人	2,499人	
		その他	6人	1人	3人	3人	10人	6人	
		取得計	3,274人	3,045人	2,978人	2,791人	2,869人	3,036人	
		転出	521人	539人	581人	553人	540人	525人	
		死亡	1,296人	1,381人	1,412人	1,365人	1,517人	1,487人	
		その他	51人	36人	39人	36人	42人	66人	
		喪失計	1,868人	1,956人	2,032人	1,954人	2,099人	2,078人	
	段階別	第1段階	1,599人	1,753人	2,189人	2,364人	2,477人	2,558人	
		第2段階	12,098人	12,888人	13,220人	13,904人	14,593人	15,202人	
		第3段階	10,885人	11,006人	11,008人	11,095人	11,011人	12,008人	
		第4段階	6,198人	6,298人	6,448人	4,855人	4,943人	4,623人	
		第5段階	4,910人	4,826人	4,852人	6,336人	6,300人	5,891人	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	納入通知書等印刷費	1,732	納入通知書等印刷費	4,781	納入通知書等印刷費	4,921
	役務費	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	6,034	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	7,829	納入通知書等郵送料 納入通知書封入封緘手数料	8,250

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
	①	保険料納入通知書発付数	83,525	85,323	52,867	—	保険料納入通知書(18年度4～5月)
	②	被保険者証交付数	770	984	1,170	—	年度新規取得者数(18年度見込)
	③						

問題点・課題	○介護保険制度への取り組み 現在、介護保険制度の運用について、保険料の賦課は国保年金課、その他は介護保険課で対応している。しかしながら、職員の制度全体への知識が十分ではなく、介護保険課との連携も十分とは言えない状況と思われる。23区においても国保と介護を分けている区が多く、また、制度改革や保険料の激変緩和措置等を同一の組織で対応することは非常に厳しい状況であると考えられる。二つの制度を年間を通じ同時運用することは、制度発足当時とは状況が異なる現在、職員の混乱が被保険者へのサービス低下をもたらす一因ともなることから、一定の時期に現行体制を見直す必要がある。					
他区の実施状況	(実施 19 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	介護保険の事務処理を見直す	今後の体制見直しする際の参考データとなる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	資格賦課事務は介護保険の基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる極めて重要な業務である。

議会(要旨)状況	平成13年3定一般質問「介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について」
----------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	高額療養費支払費用貸付事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	貸付金 (15-42-33-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 53 年度		根拠 法令等	荒川区高額療養費支払費用貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、その生活の安定を図る。					
対象者 等	被保険者 *ただし、老人保健該当者は除く					
内容	1. 貸付内容 (1) 貸付限度額 高額療養費相当額の90% (2) 申請及び貸付単位 申請は世帯主で、1ヵ月単位 (3) 貸付方法及び利子 手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 2. 返済方法 診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。なお、返済手続きは原則として、自動的に処理されるので、申請者による手続きは不要である。 ※高額療養費については、事務事業分析シート「高額療養費」を参照。					
経過	1. 昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% 2. 平成 3年4月 貸付限度額改定90% 3. 平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止					
必要性	高額の医療費を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1. 保険者(当区) 2. 申請手続きに必要なもの 甲 貸 返済処理 (1) 被保険者証 請 付 (2) 領収書又は請求書 申請世帯 受診及び支払 (3) 銀行口座番号(世帯主) 3ヵ月後の高額療養費 医療機関 ↑国保連合会					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	55,530	55,475	45,469	51,758	44,284	38,022	35,662
	①決算額(18年度は見込み)	48,380	51,572	32,887	33,853	18,481	31,875	35,662
	②人件費						8,619	
	【事務分担量(%)】						100%	
	合計(①+②)	48,380	51,572	32,887	33,853	18,481	40,494	35,662
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	
	その他(特定財源)	48,380	51,572	32,887	33,853	18,481	40,494	35,662
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	貸付件数	296件	342件	236件	170件	152件	210件	
	貸付金額	48,337	51,517	32,855	33,825	18,458	31,854	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	役務費	郵送料(通知書)	23	郵送料(通知書)	21	郵送料(通知書)	38
	貸付金	高額療養費貸付金	18,458	高額療養費貸付金	31,854	高額療養費貸付金	35,624

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
指標	①	貸付件数	152	210	—	—	
	②	口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後2～3日	審査後2～3日	—	—	

問題点・課題	厚生労働省では平成19年4月に70歳未満医療費の現物給付化を予定している。これが実施されると、入院療養費については、被保険者は所得に応じた自己負担金を医療機関に支払えばよいことになり、このため高額療養費を前もって貸し付けを受けて支払う必要がなくなる。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	高額療養費の貸付には、請求書貸付と領収書貸付があり、請求書の場合は、高額療養費貸付金は医療機関へ支払を実施。また、高額療養費の全額を医療機関へ支払う「委任払い」も実施している	高額療養費の不正受給を防止するほか、被保険者の費用負担がすくない「委任払い」を併用することで対象者の利便の向上につながる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	ニーズの高い重要事業であるが、今後の法制度改正について注視していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	出産費資金貸付事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	貸付金 (15-45-33-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	国民健康保険出産費資金貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	国民健康保険加入世帯を対象に出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図る。					
対象者等	被保険者					
内容	1. 貸付内容 (1) 貸付限度額 出産育児一時金支給額35万円の80%(28万円) (2) 貸付対象者 当区の国民健康保険の被保険者で、出産予定日まで1ヵ月以内のものの属する世帯の世帯主を貸付の対象とする。ただし、妊娠4ヶ月以上で、特に区長が必要と認める場合であれば1ヵ月以内でなくとも貸付けることができる。 (3) 貸付方法及び利子 手続き後、現金(審査後2~3日)又は世帯主の預金口座に振込(審査後10日)・無利子 2. 返済方法 当該貸付金に係る出産育児一時金を充てることにより行なう。 ※出産育児一時金については、事務事業分析シート「出産育児一時金」を参照。					
経過	1. 平成12年12月 国から本事業について積極的に取組むよう通知があった 2. 平成13年 7月 政府管掌保険において事業開始 3. 平成13年11月 当区において事業開始					
必要性	出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、区民生活の安定と福祉の増進を図るため必要性は高い。					
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 1. 保険者(当区) 申 貸 返済処理 2. 申請手続きに必要なもの (1) 被保険者証 (2) 母子手帳 (3) 口座振替希望の場合は 銀行口座番号(世帯主) (4) 世帯主の印鑑 請 付 受診及び支払 出産 申請世帯					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額		9,800	30,818	34,745	27,461	27,461	26,341
	①決算額(18年度は見込み)		5,040	27,458	22,042	25,217	18,771	26,341
	②人件費						2,586	
	【事務分担量(%)】						30%	
	合計(①+②)		5,040	27,458	22,042	25,217	21,357	26,341
	国(特定財源)		0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)		0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)		4,480	24,920	22,042	25,217	21,357	26,341
一般財源		560	2,538	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	出産一時金		438件	396件	431件	424件	363件	
	貸付件数		18件	98件	78件	90件	70件	
	貸付金額		5,040	27,440	22,024	25,200	18,760	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用費	PR用再生紙	3	PR用再生紙	0	PR用再生紙	5
	役務費	郵送料(通知書)	14	郵送料(通知書)	11	郵送料(通知書)	16
	貸付金	出産費資金貸付金	25,200	出産費資金貸付金	18,760	出産費資金貸付金	26,320

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	貸付件数	90	70	—	—	
②	現金貸付の申請から貸付まで日数	審査後2～3日	審査後2～3日	—	—	
③	口座振込貸付の申請から貸付まで日数	審査後10日	審査後10日	—	—	

問題点・課題	出産費資金貸付制度は平成13年10月からの制度開始、平成17年度までに一定の利用があり、制度として定着している。ただし、厚生労働省では、少子化対策の一環として、出産育児一時金について現在の出産予定日一ヶ月すぎからの支給について、支給を早めることを検討中。本件はこれが実現されれば、制度の存続を含めて検討必要となる。					
他区の実施状況	(実施 17 区 未実施 5 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	入院等で緊急に貸付を希望する方には、現金貸付で対応。また、原則、貸付は出産予定日の一ヶ月以内となっているが特に必要とする場合は、その前でも貸付が可能とされている。こうした制度を活用することで対象者の事情に則した対応を実施する。	対象者への利便の向上が図れる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	ニーズの高い重要事業であるが、今後の法制度改正について注視していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	給付事務費 (48-16-50-01)				
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	被保険者への給付に関する事務。				
対象者 等	被保険者及び医療機関				
内容	次の支給事務に要する経費(消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料)を支出 (1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給 (2) 出産育児一時金の支給 (3) 葬祭費の支給 (4) レセプト点検 (5) 不正利得・不当利益、第三者行為による医療費請求 ①不正利得→ 偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。 ②不当利得→ 転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。 ③第三者行為→ 交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者(当区)が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。 ※上記支給事務の内容は、それぞれの事務事業分析シートを参照				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	保険給付の公平を保つ意味でも重要な事業である。				
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 委託内容(17年度予算額) (1) 委託業務 第三者行為損害賠償請求委託 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 5,250 × 35件 = 183,750円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,874	1,811	2,181	2,395	2,678	2,652	3,429
	①決算額(18年度は見込み)	1,492	1,411	2,033	2,124	2,381	2,248	3,429
	②人件費						14,744	
	【事務分担量(%)】						200%	
	合計(①+②)	1,492	1,411	2,033	2,124	2,381	16,992	3,429
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	1,492	1,411	2,033	2,124	2,381	16,992	3,429
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般賃金	事務補助	386	事務補助	259	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(支給決定通知書等)	811	印刷製本(支給決定通知書等)	656	印刷製本(支給決定通知書等)	966
	役務費	郵送料(第三者行為通知等)	1,105	郵送料(第三者行為通知等)	1,155	郵送料(第三者行為通知等)	1,875
	委託料	第三者行為損害賠償委託	79	第三者行為損害賠償委託	178	第三者行為損害賠償委託	184

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
①	国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用	委託件数 15件	委託件数 34件	委託件数 35件	—	委託件数増により、求償金額増を目指す。
	② 区内不当利得者への催告の強化	催告回数 2回	催告回数 2回	催告回数 3回	—	催告回数
	③ 不当利得収納率	39%	51%	—	—	

問題点・課題	交通事故の第三者行為の求償事務については、加害者と被害者の過失割合等の認定について専門的知識が必要となる。このため、第三者に対する損害賠償請求収納事務を国保連合会に委託している。委託件数は年間35件。平成17年度からこの委託制度のより一層の利用に努め、34件(16年度は15件)を委託した。18年度以降についても引き続き活用を図る。また、不当利得者(社会保険受給資格があるにも関わらず国保を使用した者)については、年2回督促を実施している。18年度からは、特に区内に在住している不当利得者については、催告回数を年3回とし、それでも支払わない者については、国保保険料徴収員の活用も検討していく。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	第三者行為求償事務委託を活用する。	求償額が増が見込める
②	区内在住の不当利得者に対し、催告の強化と国保保険料徴収員の活用を図る。	不当利得の回収率が向上する。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	今後も、より一層効果があがるよう、手法を工夫し、向上させていくべきである。

議会(要旨)質問状況	平成13年一定一般質問 「失業要件や就学援助要件で国保料の申請減免を実施することについて」
------------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	医療費適正化対策事業 (48-28-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠 法令等	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	当区の被保険者一人当たりに係る医療費が、他区と比較して高いため、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。					
対象者等	被保険者及び医療機関					
内容	1. 疾病分類統計調査の実施 前年5月診療分のレセプトを対象に、疾病別、年齢別、男女別、地域別及び医療機関別に分類集計を行い、当区における医療費の特徴を把握し、他部課との疾病予防対策に資することを目的とする。 2. 医療費通知の実施 特定の受診月(5月・9月)における医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別 3. レセプト点検員(非常勤職員3名)によるレセプト点検の充実強化 4. レセプト縦覧点検の実施 全件レセプトを証記番号順に配列し直した上で縦覧点検を実施し、レセプト管理業務の効率化を図る。 5. 重複・頻回受診者訪問指導事業 重複・頻回受診者(100名)を対象に、保健師等による個別面談により在宅訪問を行い下記の指導を実施し、問題受療を抑制することを目的とする。 (1) 受療態度の形成による重複・頻回、多投薬の抑制 (2) 生活習慣病に対する保健指導 (3) 介護予防指導等					
経過	1. 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2. 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始 3. 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入 4. 平成16年 1月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施 5. 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施					
必要性	当区の「高い医療費」の抑制のためにも、上記事業内容のさらなる継続と、区民の健康づくり事業の充実が基本であり、関係機関との連携を強化し医療費抑制に努める必要がある。					
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 委託内容(17年度実績) (1) 委託業務 レセプト縦覧点検のための配列委託 委託先 (株)日本サポートサービス 委託経費 4.0425×929,000枚=3,755,482円 (2) 委託業務 重複・頻回受診者訪問指導委託 委託先 総合健康推進財団 委託経費 4,532,934円					

予算・決算の内訳	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	16,738	16,763	16,945	17,528	19,744	24,996	31,917
	①決算額(18年度は見込み)	15,903	16,331	15,884	16,027	18,018	23,474	31,917
	②人件費						1,724	
	【事務分担量(%)】						20%	
	合計(①+②)	15,903	16,331	15,884	16,027	18,018	25,198	31,917
	国(特定財源)	12,688	6,419	6,260	6,241	5,538	5,933	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	3,215	9,912	9,624	9,786	12,480	19,265	31,917
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	1人当たり医療費	349,858円	360,977円	337,721円	355,989円	361,645円	369,068円	(総医療費)
		199,395円	205,738円	187,513円	211,522円	216,492円	232,968円	(一般)
		450,836円	451,193円	378,935円	446,311円	452,898円	484,838円	(退職)
		825,671円	837,385円	807,089円	818,898円	856,405円	877,054円	(老人保健)
	レセプト点検	727,532件	756,384件	717,452件	830,974件	866,085件	928,177件	
	医療費通知回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	

事務事業分析シート

No2

	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予算・決算の内訳	報酬	レセプト点検員報酬	7,590	レセプト点検員報酬	11,769	レセプト点検員報酬	16,780
	共済費	レセプト点検員社会保険料等	961	レセプト点検員社会保険料等	1,561	レセプト点検員社会保険料等	2,305
	一般賃金	事務補助	1,405	事務補助	827	事務補助	1,344
	特別旅費	レセプト点検員旅費	4	レセプト点検員旅費	3	レセプト点検員旅費	17
	一般需用費	印刷製本(医療費通知書等)	862	印刷製本(医療費通知書等)	648	印刷製本(疾病分類統計表)	160
	役務費	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,473	郵送料(医療費通知等) 医療費通知封入封緘手数料	2,663	郵送料(医療費通知等)	2,425
	委託料	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	4,723	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託	6,003	レセプト配列委託 重複・頻回訪問指導委託 医療費通知業務委託	8,886

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	一人当たりの医療費		235, 085円 (23区中2位)	232, 968円	229, 921円	184, 000円	16・17年度は決算額、18年度は見込
	② 重複・頻回訪問指導対象人員		200人	200人	200人	—	
	③ レセプト点検の財政効果		2300万円	2200万円	—	—	

問題点・課題	疾病分類調査については、東京都国保連合会において、平成17年度から一部データの提供が開始された。その内容は、現在の疾病分類ほどは詳細ではないが一定の資料としては利用できる。今後、保健所等の関係機関と調整の上、事業の廃止も含め検討が必要がある。 レセプト点検については、医科について非常勤職員により点検を実施している。レセプト枚数は平成12年度の727万枚から17年度は928万枚と約20万枚増加している。なお、レセプト点検により、平成16年度は約2,300万の財政効果を上げている。 医療費通知については、年2回、5月と9月診療分を世帯主あて通知しているが、12ヶ月分を通知するよう東京都等から求められている。 また、重複・頻回訪問指導については、医療助成係と保険給付係で対象者各100人で実施している。医療助成係においては、国の補助金交付要件のひとつとなっている。
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	医療費通知のお知らせを、診療月の2ヶ月分(5月と9月)から12ヶ月分への変更	医療費の総額を一年分知らせることにより、健康の大切さと国保制度への理解が深まる。
②	重複・頻回訪問指導事業の委託業者選定について、業者指定から指名競争入札に変更する。	頻回・頻回訪問指導事業委託費の削減が図れる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっている最重要テーマであり、成果向上に向けて効果的な事業となるよう、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	一般被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	一般被保険者療養給付費 (48-44-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠 法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	一般被保険者の療養の給付(現物給付)に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。					
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関					
内容	1. 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 * なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。 2. 療養の給付の制度 <pre> graph TD Ins[保険者(当区)] -- 支払 --> Gen[一般被保険者] Gen -- 一部負担金 --> Gen Gen -- 受診 --> Ins Ins -- 支払 --> NHI[都国保連合会
(審査支払機関)] NHI -- 医療費請求 --> IMI[保険医療機関] IMI -- 支払 --> NHI </pre>					
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割) 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 4. 平成 9年 9月 一部負担金(外来薬剤)改定 5. 平成14年10月 一部負担金改正 6. 平成18年10月 一部負担金改正(70歳未満課税と上位所得者) 自己負担割合改正(70歳以上一定以上所得者)					
必要性	国民健康保険法は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものである。療養の給付は、被保険者の疾病、負傷に関し、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等の現物給付を行うもので、国保の給付における根幹をなすものである。					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					
	上記「療養の給付の制度」参照					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	7,968,130	8,209,532	7,601,884	9,071,878	9,946,820	10,470,602	11,208,224
	①決算額(18年度は見込み)	7,919,693	8,193,595	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,466,668	11,208,224
	②人件費						10,343	
	【事務分担量(%)】						120%	
	合計(①+②)	7,919,693	8,193,595	7,601,567	9,069,693	9,550,802	10,477,011	11,208,224
	国(特定財源)	3,643,542	3,546,246	3,323,093	3,827,628	4,380,969	3,726,992	4,213,634
	都(特定財源)	347,957	165,040	118,547	113,651	53,496	543,115	512,684
	その他(特定財源)	3,443,289	3,929,284	4,159,927	5,128,414	5,116,337	6,206,904	6,481,906
一般財源	484,905	553,025	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	1人当りの療養諸費	199,395円	205,768円	205,108円	211,552円	216492円	232968円	
	23区順位	1位	1位	1位	1位	1位	順位不明	
	件数	639,743件	660,838件	619,410件	715,119件	757,474件	799,462件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	9,550,802	一般被保険者療養給付費	10,466,668	一般被保険者療養給付費	11,208,224

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	1人当りの療養諸費		216,492円	232,968円	—	—	
②	件数		757,474	799,462	—	—	
③							

問題点・課題	平成18年10月から、70歳未満一般の自己負担限度額が72,300円から80,100円に4回目以降40,200円が44,400円。上位所得者の139,800円が150,000円。4回目以降77,700円が83,400円。70歳以上一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に変更となる。平成20年度からは、70歳以上(70歳から74歳)高齢者の負担割合が現行1割から2割。また、自己限度額のさらなる見直しが予定されている。こうした制度改正に対して、国保システムの適正な変更や被保険者への制度周知等が今後求められる。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成19年度においては、平成20年の法改正にむけての体制作り(国保システム等への対応や被保険者への周知)が必要となる。	法改正が実施されれば、療養給付費が減少する。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	退職被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	退職被保険者療養給付費 (48-48-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 59 年度		根拠 法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野 健康・福祉・子育て 政策 生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現 施策 国民健康保険・国民年金の運営					
目的	退職者医療制度対象者の療養の給付(現物給付)に要する費用を支出。退職者医療制度とは、高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することとなるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するため、設けられた制度である。 なお、療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。					
対象者等	退職被保険者等及び保険医療機関 * 退職被保険者等資格要件 (1) 国民健康保険加入者 (2) 老人保健法の適用を受けていない者 (3) 被用者年金の老齢(退職)年金を受けているもの、又は通算老齢(退職)年金を受けている者で、被用者年金のみの加入期間が20年以上か40歳以後の加入期間が10年以上である者					
内容	1. 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 * なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。 2. 療養の給付の制度 <pre> graph TD A[社会保険診療報酬支払基金] -- 交付金 --> B[保険者(当区)] B -- 支払 --> C[都国保連合会
(審査支払機関)] C -- 支払 --> D[保険医療機関] D -- 受診 --> E[退職被保険者] E -- 一部負担金 --> D D -- 医療費請求 --> C </pre>					
経過	1. 昭和59年10月 退職者医療制度発足 2. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 3. 平成 9年 9月 一部負担金(外来薬剤)改定 4. 平成10年 7月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入 5. 平成14年10月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入 6. 平成15年 4月 一部負担金改正					
必要性	退職者医療制度は、昭和59年に①高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものと②被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため創設されたものである。					
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 上記「療養の給付の制度」参照 * なお、社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,563,540	1,627,826	1,447,167	1,609,483	1,847,797	2,047,730	2,480,361
	①決算額(18年度は見込み)	1,559,082	1,627,825	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,047,696	2,480,361
	②人件費						5,171	
	【事務分担当(%)】						60%	
	合計(①+②)	1,559,082	1,627,825	1,377,110	1,607,898	1,764,344	2,052,867	2,480,361
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	1,455,852	1,644,993	1,342,746	1,831,417	1,820,297	2,190,830	2,480,361
	一般財源	103,230	△ 17,168	34,364	△ 223,519	△ 55,953	△ 137,963	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	1人当り療養諸費	450,836円	451,193円	381,783円	446,311円	452,898円	484,838円	
	23区順位	2位	1位	1位	1位	1位		
	療養諸費件数	98,865件	106,274件	100,927件	115,855件	126,075件	138,590件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	1,764,344	退職被保険者療養給付費	2,047,696	退職被保険者療養給付費	2,480,361

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	1人当り療養諸費		452,898円	484,838円	—	—	
②	件数		126,075	138,590	—	—	
③							

問題点・課題	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	制度自体は26年度に廃止されるものの、マッサージの医師からの意見書再提出(医療費適正化)、保険料への充当(収納率の向上)等、多彩な展開と工夫が期待される分野である。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	一般被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	一般被保険者療養費 (48-52-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠 法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画		非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	一般被保険者が、現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。						
対象者等	一般被保険者及び医療機関						
内容	療養の給付をうけることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めたとき。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足(世帯主7割・家族5割給付) 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施						
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う(現物給付)原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。						
実施方法	(☒ 直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 非常勤 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	212,389	234,962	256,431	308,691	348,310	358,873	363,529
	①決算額(18年度は見込み)	201,451	234,947	256,430	305,240	341,465	355,926	363,529
	②人件費						4,401	
	【事務分担量(%)】						80%	
	合計(①+②)	201,451	234,947	256,430	305,240	341,465	360,327	363,529
	国(特定財源)	0	0	0	0	150,905	126,738	136,665
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	16,827	24,713
	その他(特定財源)	201,451	234,947	256,430	305,240	190,560	216,762	202,151
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	件数	19,029件	19,349件	22,517件	23,949件	28,871件	30,784件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	341,465	一般被保険者療養費	355,926	一般被保険者療養費	363,529

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
① 給付件数			28,871	30,784	—	—	
	② 療養費から保険料充当の促進		18	38	—	—	
	③ 鍼灸マッサージの意見書再提出		—	意見書再提出依頼件数 44件	—	—	

問題点・課題	柔道整復所の開設増や海外旅行者増加等により、平成12年度の19,029件から平成17年度には、約1.6倍の30,784件に増加している。療養費の給付(柔整は除く)は、被保険者と保険者が直接接する数少ないない機会であり、この機会をとらえて保険料への充当を図っていく。また、医療費適正化の一環として、鍼灸・マッサージの医師からの意見書の再提出については、平成17年度から実施をしている。18年度以降についても引き続き実施していく。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	鍼灸マッサージの意見書再提出	意見書の再提出を求めることにより、長期にわたる鍼灸・マッサージの利用の抑制を図る。
②	療養費の支給は、被保険者と保険者が直接接する数少ない機会であり、保険料滞納者には、充当を働きかける。	収納率の向上が図れる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	マッサージの医師からの意見書再提出(医療費適正化)、保険料への充当(収納率の向上)等、多彩な展開と工夫が期待される分野である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	退職被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	退職被保険者療養費 (48-56-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 59 年度		根拠法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	一般被保険者療養費と同じく、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者(当区)が現金をもって支払をする現金給付事業である。 国民健康保険制度では、療養の給付(現物給付)が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一応自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。						
対象者等	退職被保険者等及び医療機関						
内容	療養の給付をうけることができる場合についても、一般被保険者療養費と同じく次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。 (柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等) 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむをえない理由によると保険者が認めたとき。						
経過	1. 昭和59年10月 退職者医療制度発足						
必要性	療養の給付としては、保険医療機関において一連の医療サービスの給付を行う(現物給付)原則である。その費用を被保険者が一時支払い、事後に保険者から現金をもって支払いを受ける。このような現金による給付を受けるものが、療養の支給制度であり、あくまでも療養の給付を補完するものである。						
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 (1) 医科・歯科の療養費 診療内容の明細書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (2) はり・きゅう・マッサージ 医師の同意書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主) (3) 補装具(コルセット等) 医師の意見書、領収書、印鑑、保険証、銀行口座番号(世帯主)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	35,881	43,627	44,666	49,326	54,596	61,951	67,555
	①決算額(18年度は見込み)	34,965	43,044	42,800	48,527	54,104	61,950	67,555
	②人件費						2,200	
	【事務分担当(%)】						40%	
	合計(①+②)	34,965	43,044	42,800	48,527	54,104	64,150	67,555
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	34,965	43,044	42,800	48,527	54,104	64,150	67,555
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	件数	2,351件	4,938件	2,911件	3,509件	3,908件	4,515件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(予算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	退職被保険者療養費	54,104	退職被保険者療養費	61,951	退職被保険者療養費	67,555

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	件数		3,908	4,515	—	—	
②							
③							

問題点・課題	退職者医療制度については、平成26(2014)年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行の退職者医療制度を存続させる。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	経過措置により26年度までは制度が継続される。	制度が完全に廃止されれば一般と退職に振り分ける必要がなくなり医療費の請求事務や統計事務が軽減される。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	法定の事業内容であり、現状のまま継続するが、医療費適正化の取組みに伴って総額は減少することが望まれる。引き続き医療費適正化の業務に積極的に取り組んでいく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	診療報酬の審査および支払		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	診療報酬の審査および支払 (48-56-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠 法令等	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会との 委託契約、覚書及び協定書			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	各保険者(23区)の診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、診療報酬の審査の統一を図り、支払の円滑を期する。						
対象者 等	東京都国民健康保険団体連合会						
内容	東京都国民健康保険団体連合会に対し、次の経費を支出する。 (1) 審査手数料 ① 診療報酬審査手数料 ② 診療報酬審査手数料 (2) 診療報酬支払手数料 (3) 共同電算処理手数料 ① 入力処理費 ② テープ作成料 (4) レセプト電算処理負担分						
経過	1. 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2. 平成 4年 4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始						
必要性	各保険者(23区)診療報酬の審査および支払を円滑に実施するために必要な制度である。						
実施 方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 1. 実施方法 年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。 2. 委託内容(平成17年度実績) (1) 委託業務 上記内容参照 (2) 委託先 東京都国民健康保険団体連合会 (3) 委託経費 52,469,000円						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	41,616	42,491	45,341	50,142	52,497	53,138	53,973
	①決算額(18年度は見込み)	40,825	42,490	45,279	47,025	49,835	53,138	53,973
	②人件費						1,724	
	【事務分担量(%)】						20%	
	合計(①+②)	40,825	42,490	45,279	47,025	49,835	54,862	53,973
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	40,825	42,490	45,279	47,025	49,835	54,862	53,973
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	審査手数料件数	920,868件	920,869件	920,870件	920,871件	920,868件	979,185件	
	支払手数料件数	877,504件	877,505件	877,506件	877,507件	877,504件	942,054件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	49,835	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	53,138	審査手数料 診療報酬支払手数料 共同電算処理手数料 レセプト電算処理負担分	53,973

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	審査手数料件数		920,868	979,185	—	—	
	② 連合会レセプト審査による財政効果	1,467,000,772円	—	—	—	—	平成17年度については連合会で集計中
	③						

問題点・課題	各保険者(23区)では、診療報酬の審査及び支払に関する事務を、東京都国民健康保険団体連合会に委託しており、審査手数料等診療報酬の審査の統一を図っている。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	画像レセプト情報管理システムの導入検討。 画像レセプトとは、連合会において紙レセプトを画像化し、画像レセプトを原本として保険者に提供するもの。	レセプトの抽出が機械的に短時間で行うことができるほか、膨大なレセプト保管場所が必要となくなる。
②	国保連合会では、保健事業に関わる被保険者等啓発用教材として、超音波骨量測定装置や血糖値測定の無料貸し出しを実施している。区で実施する健康事業等でこうした機器の貸し出しを利用し、被保険者の健康増進啓発を実施する。	機器の使用料の削減が図れるほか、事業への被保険者の参加増が見込まれる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	国保運営上の必須事業であるので、現状を継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	高額療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	一般高額療養費 (48-64-50-01) 退職高額療養費 (48-68-50-01)					
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 48 年度		根拠	国民健康保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。					
対象者等	被保険者					
内容	1. 同じ被保険者が、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が、下表の限度額を超えたときに、その超えた分を支給する。					
	住民税課税世帯	上位所得者 (総所得金額等が700万円以上の者)	139,800円 10月1日から150,000円 医療費(保険者負担分＋一部負担金)が466,000円を超えた場合は、1%の額を加算 466,000円から500,000円			
		上位所得者以外	72,300円 10月1日から80,100円に 医療費(保険者負担分＋一部負担金)が241,000円を超えた場合は、1%の額を加算 241,000円から267,000円			
	住民税非課税世帯	———	35,400円			
内容	2. 同じ世帯で、12ヵ月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合、4回目以降は下表の限度額を超えた分を支給する。					
	住民税課税世帯	上位所得者	77,700円	10月1日から83,400円に		
		上位所得者以外	40,200円	10月1日から44,400円に		
	住民税非課税世帯	———	24,600円			
内容	3. 厚生労働大臣の指定した特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人口透析が必要な慢性腎不全)の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。					
経過	1. 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設(30,000円以上) 2. 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施(30,000円以上) 3. 昭和51年 8月 ～ 平成13年 1月 高額療養費限度額9回の改定					
必要性	入院等の医療費は、医療の高度化等により、著しく高額となる場合がすくなくない、その負担が家計に与える影響は多大なものとなる場合がある。高額療養費は、このような場合においても、国保が医療保険として十分に対応できるようにするため制度であり、必要性は高い。					
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 1. 医療機関からのレセプトが診療月から2月～3月遅れて届き、該当世帯を確認し電算処理後申請書を発送する。 2. 手続きに必要なものは次のとおりである。 支給申請書・領収書・銀行口座番号(世帯主)					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,018,308	1,002,007	1,011,299	1,092,149	1,115,482	1,203,847	1,119,870
	①決算額(18年度は見込み)	974,575	994,637	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,203,330	1,119,870
	②人件費						8,619	
	【事務分担量(%)】						100%	
	合計(①+②)	974,575	994,637	1,005,639	1,091,791	1,102,167	1,211,949	1,119,870
	国(特定財源)	0	0	0	0	417,032	365,454	350,509
	都(特定財源)	0	0	0	0	10,762	58,339	63,383
	その他(特定財源)	974,575	994,637	1,005,639	1,091,791	674,373	788,156	705,978
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	一般件数	9,109件	9,232件	9,606件	9,920件	11,694件	12,334件	
	退職件数	1,186件	1,295件	1,158件	1,705件	2,064件	2,693件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,102,167	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,203,330	一般被保険者高額療養費 退職被保険者高額療養費	1,119,870

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	支給件数	13,758	15,027	—	—	
	② 高額療養費の保険料充当へのより強化	166	196	—	—	充当件数
	③					

問題点・課題	厚生労働省の医療制度改革により、平成18年10月から、70歳未満で一般と所得上位者と70歳以上で一般と一定以上所得者の自己負担限度額が変更となる。この改正について、国保システムへの対応と被保険者への周知が当面の課題である。 国保新システム導入により、高額療養費の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、より保険料係との連携を強化し、保険料収納向上に努める。また、70歳未満入院費の現物給付化が平成19年4月から実施される。 このことにより、高額療養費の貸付事務や委任払い事務について対応を考えていかなければならない。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	70歳未満入院医療費の現物給付化	高額療養費の貸付と高額療養費委任払いの減少が予測される。
②	新システムの特徴を生かし、保険料充当に努める	収納率の向上が図れる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	法定事業内容であり、ニーズも高い。また、保険料への充当等、収納率向上にも寄与する重要事業である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	移送費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	鶴岡 博	内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	一般被保険者移送費（48-72-50-01） 退職被保険者移送費（48-76-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度	根拠	国民健康保険法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	荒川区国民健康保険条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	被保険者が病気やケガで移動が困難なため、病院を転院した際に立て替えた費用を保険者が被保険者に給付する制度。				
対象者 等	被保険者				
内容	1. 被保険者が疾病、負傷のため入院治療を必要としたとき、又は転院せざるをえな時に、その病院まで歩行が著しく困難な場合、移送費として現金により支給する。 2. 平成6年10月施行の国民健康保険改正により、従来、療養費の支給として行われてきた移送費を、新たに現金給付と位置付け、移送に際し現に要した費用を限度として支給するものである。				
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に療養費の支給として開始 2. 平成 6年10月 新たに現金給付として改正				
必要性	国民健康保険法第54条の4に基づき、入院・転院に要する費用を支給するもの。				
実施 方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 移送費支給申請書・医師の意見書・領収書・銀行口座番号				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	420	345	123	80	80	80	80
	①決算額(18年度は見込み)	25	40	122	15	21	0	80
	②人件費						862	
	【事務分担量(%)】						10%	
	合計(①+②)	25	40	122	15	21	862	80
	国(特定財源)	0	0	0	0	6	0	26
	都(特定財源)	0	0	0	0	1	0	5
	その他(特定財源)	25	40	122	15	14	862	49
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実 績 の 推 移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	一般件数	1件	2件	1件	1件	1件	0件	
	退職件数	0件	0件	0件	0件	1件	0件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	21	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	0	一般被保険者移送費 退職被保険者移送費	80

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	支給件数	2	0	—	—	
②						
③						

問題点・課題	件数は少ないが、支給については国民健康保険法に規定されている。 移送費の支給要件は、 ①移送は、患者を診察した医師の指示に基づいて行われたものであり、かつ、原則として保険医療機関又は特定承認保険医療機関に収容することを目的としてなされたもの。 ②症状が、通常の交通機関(バス、電車、汽車)により、医療機関に赴くことが不可とする場合。 ③移送に関する医師の指示、移送に利用される交通手段等について客観的にその妥当性が認められることされており、この要件を満たすケースは少ない。					
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	移送費の申請には、支給申請書と移送を必要とする意見書を添付することになっている。区では、この意見書を国保連合会に送付し、支給が妥当かどうか判定を受け、妥当と判定された場合、移送費を支給している。このため、申請しても必ずしも支給されるものではない。こうした制度も支給件数が少ないことの要因となっている。	
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定事業であるが、実績が極端に低く、必要性・効果又は手続のあり方等について、国において再検討すべきと考える。

議会(要質問)状況	
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	出産育児一時金 (48-80-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠法令等	国民健康保険法 荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。						
対象者等	被保険者						
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額350,000円(平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円) 3. 妊娠4ヵ月(85日)以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始(内容については、事務事業概要「出産費資金貸付事業」参照)						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設						
必要性	出産時の経済的負担の軽減のほか、少子化対策の上からも必要性は高い。						
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 母子手帳(死産、流産の場合は診断書)・印鑑・保険証・銀行口座番号(世帯主)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	140,650	153,300	150,500	150,850	148,400	144,900	145,950
①決算額(18年度は見込み)	135,050	153,300	138,600	150,850	148,400	127,050	145,950
②人件費						2,586	
【事務分担当(%)】						30%	
合計(①+②)	135,050	153,300	138,600	150,850	148,400	129,636	145,950
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	135,050	153,300	138,600	150,850	148,400	129,636	145,950
一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	424件	267件	268件	269件	424件	425件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	出産育児一時金	148,400	出産育児一時金	127,050	出産育児一時金	145,950

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	支給件数		424	425	—	—	
	② 保険料充当へのより強化		59	33	—	—	充当件数
	③						

問題点・課題	出産一時金の支給件数は、平成16年度の出生の資格取得件数の287を上回る424件となっている。なお、資格取得以上の件数があるのは、夫社会保険、妻国民健康保険で出生児は夫の扶養で社保等の理由のため。出産一時金の支給の際には、いままでも保険料充当に努めていた。平成18年6月からの国保新システムでは、出産一時金の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、今まで以上に保険料係と連携を深め、保険料の収納を図る。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	新システムの特色を生かして、保険料充当に努める。	収納率が向上する。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	法定事業内容であり、ニーズも高い。また、保険料への充当等、収納率向上にも寄与する重要事業である。

議会(要質問状況)	
-----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	葬祭費 (48-84-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	国民健康保険法第58条に定めるその他の給付として、被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者						
内容	1. 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりないとされている。 2. 支給金額70,000円(平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円) 3. 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2. 昭和39年 4月 ～ 支給金額9回の改定(2,500円⇒70,000円) 平成10年 4月						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高いと考える。						
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 被保険者の申請に基づき支給する。なお、手続きに必要なものは次のとおりである。 * 葬儀の領収書又は会葬礼状等・印鑑・保険証・葬祭を行った者の銀行口座番号						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	81,200	78,120	78,400	79,380	83,650	85,610	88,760
	①決算額(18年度は見込み)	70,140	74,830	78,400	79,380	83,300	84,350	88,760
	②人件費						1,724	
	【事務分担量(%)】						20%	
	合計(①+②)	70,140	74,830	78,400	79,380	83,300	86,074	88,760
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	70,140	74,830	78,400	79,380	83,300	86,074	88,760
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	件数	1,002件	1,069件	1,120件	1,143件	1,190件	1,205件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	葬祭費	83,300	葬祭費	84,350	葬祭費	88,760

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
① 給付件数			1,190	1,205	—	—	
	② 保険料充当へのより強化		41	31	—	—	充当件数
	③ 対象者への受給率		93%	97%	—	—	

問題点・課題	葬祭費の支給については、平成16年度死亡による資格喪失件数1,273に対して、1190件の支給があり、17年度は喪失件数1,238件に対して給付件数1,205件の給付実績がある。制度としては被保険者に定着している。葬祭費の支給の際は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえてこれまでも保険料充当に努めていた。平成18年6月からの国保新システムでは、葬祭費の画面に滞納の有無が表示されるようになった。この機能を活用し、今まで以上に保険料係と連携を深め、保険料の収納を図る。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	新システムの特徴を生かし、充当事務の充実を図る	保険料収納率が向上する。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	法定事業であり、受給率も高い。

議会(要質問)状況	
-----------	--